

様

-同一労働同一賃金を求める契約社員高橋さんの裁判- 盛岡地裁に公正判決を求める個人・団体署名、 ご協力をお願い

署名呼びかけ人

「同一労働・同一賃金を求めて闘う契約社員高橋さんを支援する会」代表 岩見千丈
「全国一般労働組合全国協議会」中央執行委員長 平賀雄次郎

高橋さんはN T Tの工事現場で警備を請け負う株式会社システムの岩手県内の営業所で契約社員の事務職員として10年以上働いてきました。システムが契約社員や警備員といった非正規労働者に一切賞与を支払わなかったため、正社員との年収差は莫大でした。高橋さんは、東北各県の営業所の正社員の事務員と同じ仕事を同じ時間しているのに、契約社員というだけで著しい待遇差があることを許せなかったことから、新設のパートタイム有期雇用労働法に基づいて、待遇差の理由についての説明を幾度も会社に要求しました。しかし会社が説明をしないまま賃金差別は継続したため、高橋さんはついに2022年1月、盛岡地裁に同一労働同一賃金を求める裁判を起こしました。そして皆様方の温かいご支援をいただきながら23年9月の証人尋問を敢然と闘い、**いよいよ24年春の判決を迎えようとしています**。これを受けて私たちは皆様と共に、裁判所が非正規労働者への賃金差別と真正面から向き合って正義の判決を出すことを求め、署名を集めることにしました。

さる2020年に最高裁は「賞与、退職金」といった基幹賃金に関し「非正規には支払わないでいい」とした判決を出して2千万非正規労働者に背を向けました。また今年、札幌の地方裁判所は、郵政ユニオンの仲間たちが闘っている「非正規への寒冷地手当請求訴訟」において、「経営判断によって出さなくともいい」と判示し、不合理な待遇差を禁止した労契法20条の存在を無視する暴挙に出ました。司法の場で同一労働同一賃金の原則がないがしろにされるようなことがあってはなりません。

システム裁判の判決に多くの人々が注視し、公正な判決を求めていることを裁判所に示すために、短期間にはありませんがたくさんの署名を集めたいと思います。盛岡地裁に提出する個人署名ならびに団体署名をよろしくお願い申し上げます。

1 個人署名ならびに団体署名の集約等について

第一次集約：2024年2月10日 集まり次第、適時提出します

2 署名の郵送先

980-0811 仙台市青葉区一番町1-6-19 壱番館ビル406号 宮城合同労組内、
高橋さんを支援する会（電話022-261-4392 090-8922-5576 FAX 022-222-7734）